

地区社会福祉協議会の活動再開に向けて (新型コロナウイルス感染症予防対策)

地区社協の活動を再開するにあたり、コロナ対策感染症予防の指針に沿って活動をしていただけますようご協力をお願いします。

【体調不良の方や下記に該当する方の参加を控えてもらう。】

- ・発熱等（概ね 37.5℃以上、又は平熱より 1℃以上高い）があった場合
- ・軽度であっても咳、咽頭痛等の症状がみられる場合
- ・体調がすぐれない場合
- ・過去 4 日以内に発熱や風の症状で受診、服薬がある場合
- ・過去 14 日以内に海外から帰国した場合。又は、政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国、地域などへの渡航又は当該者との濃厚接触があった場合
- ・感染症や感染を疑われる症状のあった方と濃厚接触があった日から 2 週間を経過していない場合



【活動するにあたり委員の方や参加者の方に協力お願いすること】

- ・マスクを着用してください。
- ・手洗いまたはアルコール消毒液で手指の消毒をしてください。
- ・人との距離を 2m（最低 1m）以上あけてください。
- ・密集状態にならない程度の人数で使用してください。
- ・定期的に（1 時間に 1 回程度）換気してください。
- ・咳エチケットにご協力下さい。
- ・近距離での大声を出さないまた、対面で会話を避けてください。



- ・トイレの汚物を流すときは、便座のふたを閉めてから流してください。
(汚物の中にウイルスがふくまれている可能性があります。)
- ・水分補給以外の飲食は、しないでください。
飲料は持参していただく。提供する場合は、ペットボトルか紙コップ等を利用してください。
- ・定例会、研修会、イベントなどに参加した方の名簿を作成の協力してください。
- ・2週間以内に新型コロナウイルスに感染症を発症した場合は、事務局に報告してもらう。

【地区社協事務所で行う感染予防】 ※参加者の方や委員の方々のご協力をお願いします。

- ・職員は、体調チェックを行います。発熱の症状がある場合は、市社協に連絡後、自宅待機とし、勤務体制の調整をする。
- ・職員は、マスク又はフェースシールドを着用し、こまめな手洗いと手指の消毒を徹底する。
- ・事務所の清掃、消毒を定期的に行う。受付カウンター、ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、洗面台、便座や水洗レバー、トイレトホルダー、など不特定多数の方が触れる部分の消毒清掃を行う。
- ・定期的な換気、「3つの密」が発生しないように努める。
- ・感染予防のための注意事項の掲示をする。
- ・定例会、研修会、イベントなどに参加した方の名簿（名前・連絡先）を管理、保管（1か月）する。（事務所へ出入りした方の確認できるようにしておく）
- ・囲碁、将棋、おもちゃなどの備品を使用するときは、消毒作業を行う。

